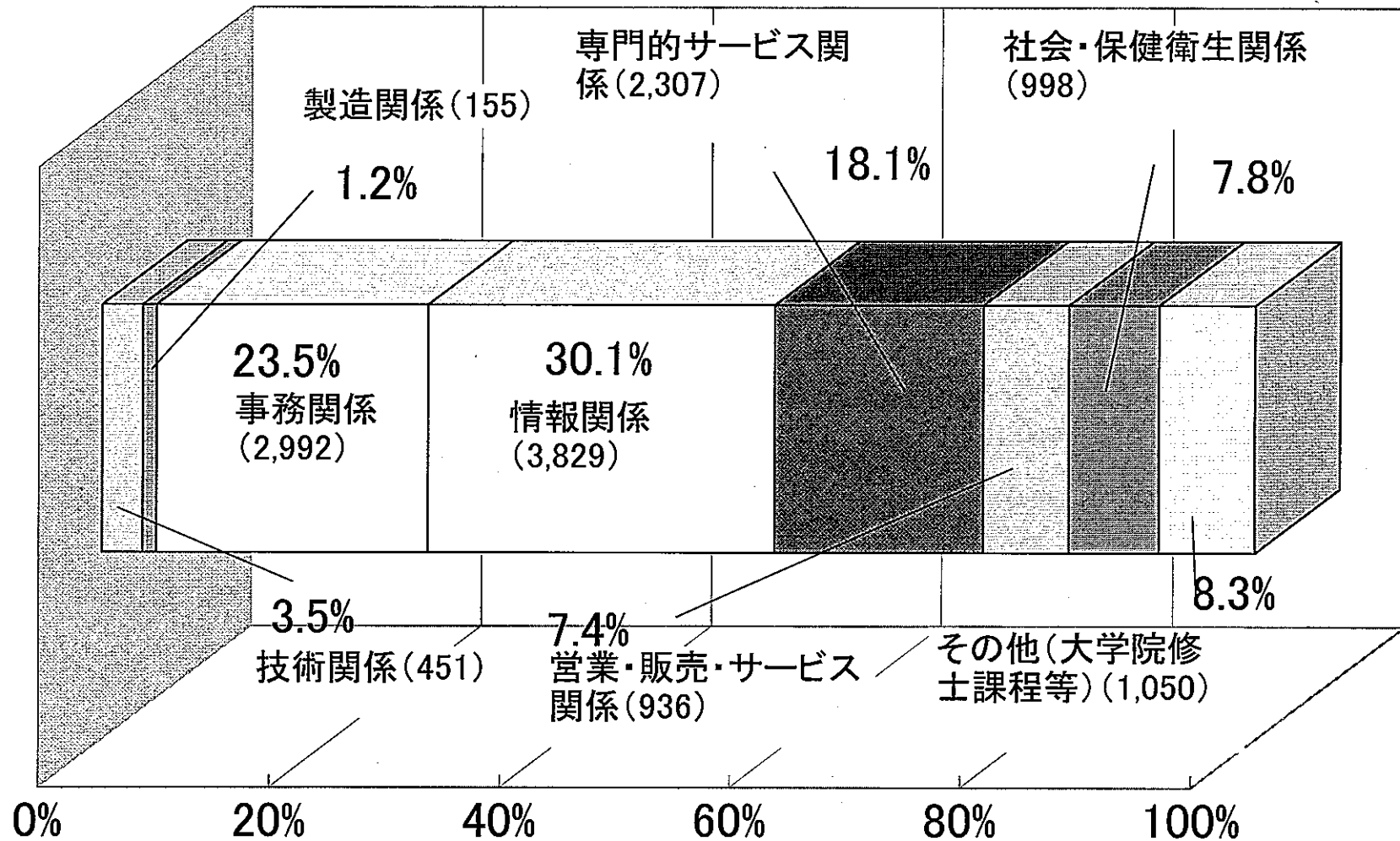


分野別教育訓練給付制度指定講座(平成16年6月1日現在)

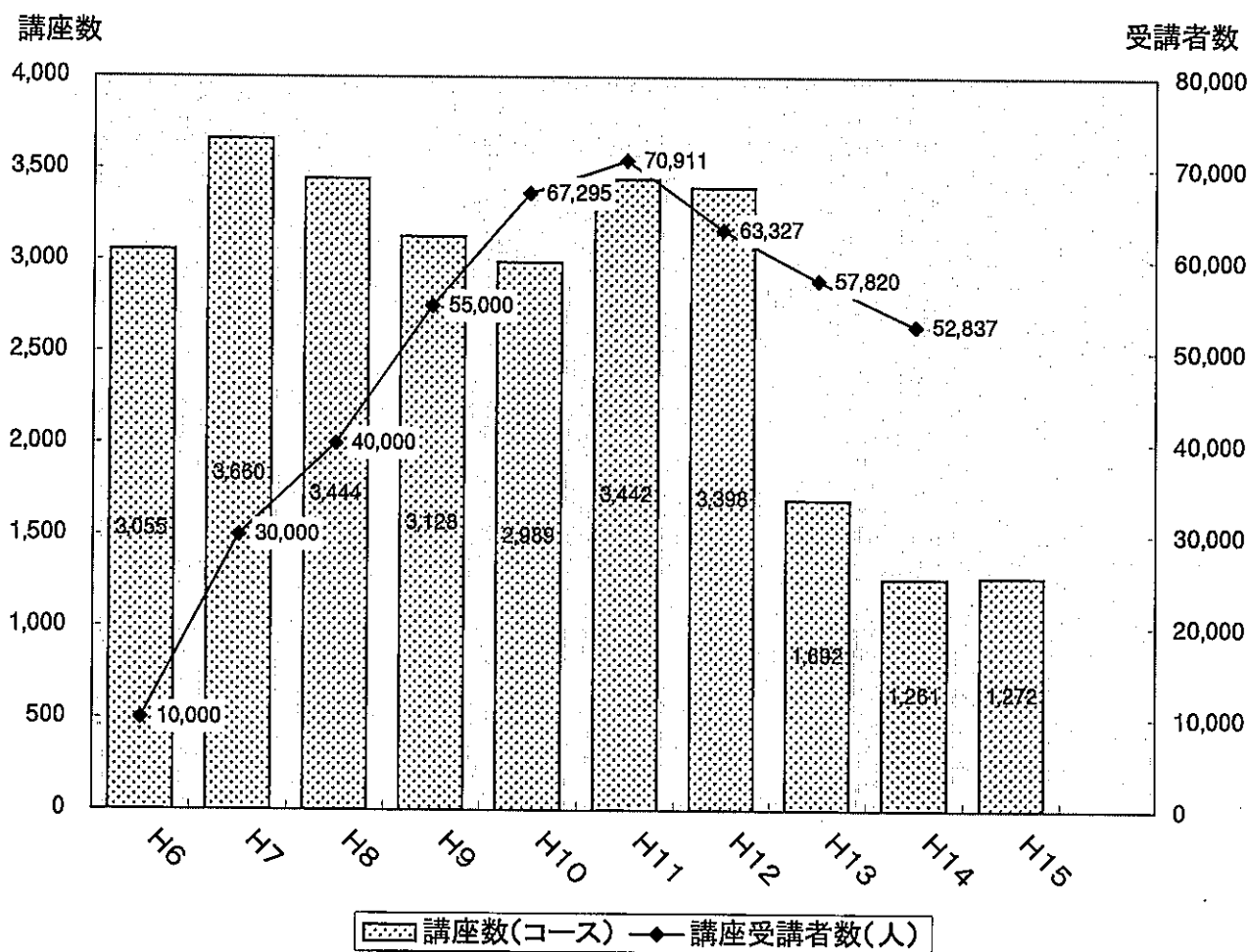


(厚生労働省職業能力開発局調べ)

ビジネス・キャリア制度利用状況の推移

年 度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
教育機関数(機関)	166	149	117	101	105	105
講座数(コース)	3,055	3,660	3,444	3,128	2,989	3,442
講座受講者数(人)	約10,000	約30,000	約40,000	約55,000	67,295	70,911
修了試験受験者数(人)	5,064	5,732	7,790	11,271	13,671	16,363
修了試験合格者数(人)	1,284	1,768	3,116	4,102	5,063	7,922

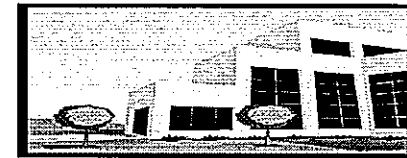
年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
教育機関数(機関)	108	94	97	86
講座数(コース)	3,398	1,692	1,261	1,272
講座受講者数(人)	63,327	57,820	52,837	47,686
修了試験受験者数(人)	19,766	21,887	23,315	23,483
修了試験合格者数(人)	10,240	12,086	13,387	12,495



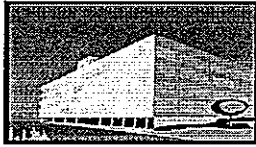
国

(独立行政法人雇用・能力開発機構)

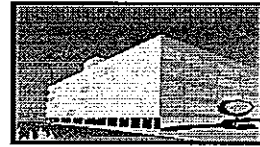
職業能力開発基本計画の策定



職業能力開発総合大学校(1校)
(職業訓練指導員の養成)



職業能力開発大学校
(10校)
(高度職業訓練)



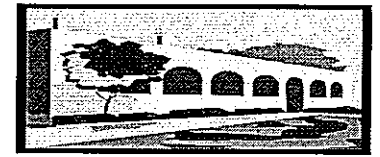
職業能力開発短期大学校
(1校)
(高度職業訓練)



(ポリテクセンター)
職業能力開発促進センター(62所)
(普通職業訓練及び高度職業訓練。
短期に限る。)



委託訓練



地域職業訓練センター等(96所)
(都道府県に運営委託)

学卒者・在職者

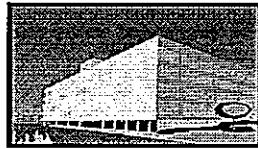
14年度訓練実績 (学)7,474人(在)132,770人

離職者

14年度訓練実績:109,038人

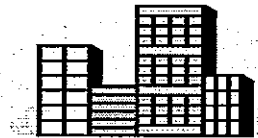
真に高度な訓練・民間及び地方公共団体では実施できない訓練

地域の人材ニーズに対応した訓練



職業能力開発校(201校)(必置)
(普通職業訓練)

職業能力開発
短期大学校(7校)
(高度職業訓練)



委託訓練

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構営2校)

国立障害者
職業能力開発校
(13校)

14年度訓練実績:2,118人



(都道府県営11校)

障害者職業能力開発校(6校)

14年度訓練実績:292人

学卒者・在職者

14年度訓練実績 (学)17,811人(在)67,803人

離職者

14年度訓練実績:48,844人

都道府県職業能力開発基本計画の策定

職業訓練の認定(15年4月現在 2,211訓練科)
職業訓練法人の認可(15年4月現在 436法人)

都道府県

公共職業能力開発施設等の種類

(平成16年4月1日現在)

1 公共職業能力開発施設等数	302校
うち国（独立行政法人雇用・能力開発機構）立	73校
職業能力開発総合大学校	1校
都道府県立	208校
市立	1校
障害者職業能力開発校	19校

2 公共職業能力開発施設等内訳

区 分	職業訓練の種類	設置主体	施設数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	独立行政法人 雇用・能力開発機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	独立行政法人 雇用・能力開発機構 都道府県	1 7
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	独立行政法人 雇用・能力開発機構	62
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	201 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国 都道府県	13 6
職業能力開発総合大学校	職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	独立行政法人 雇用・能力開発機構	1

注 運営は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（2）及び都道府県（11）に委託している。

職業能力開発行政に係る指摘事項について（役割分担関係）

1 規制改革関係

○ 規制改革の推進に関する第2次答申

－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－（平成14年12月12日）（抄）

第1章 横断的分野

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

⑥職業紹介・職業訓練

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了後に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間の終了時に速やかに検討・結論】

2 特殊法人等改革関係

○ 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）（抄）

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

雇用・能力開発機構

【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】

①在職者訓練

○ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

②職業能力開発大学校

○ 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。

③離職者訓練

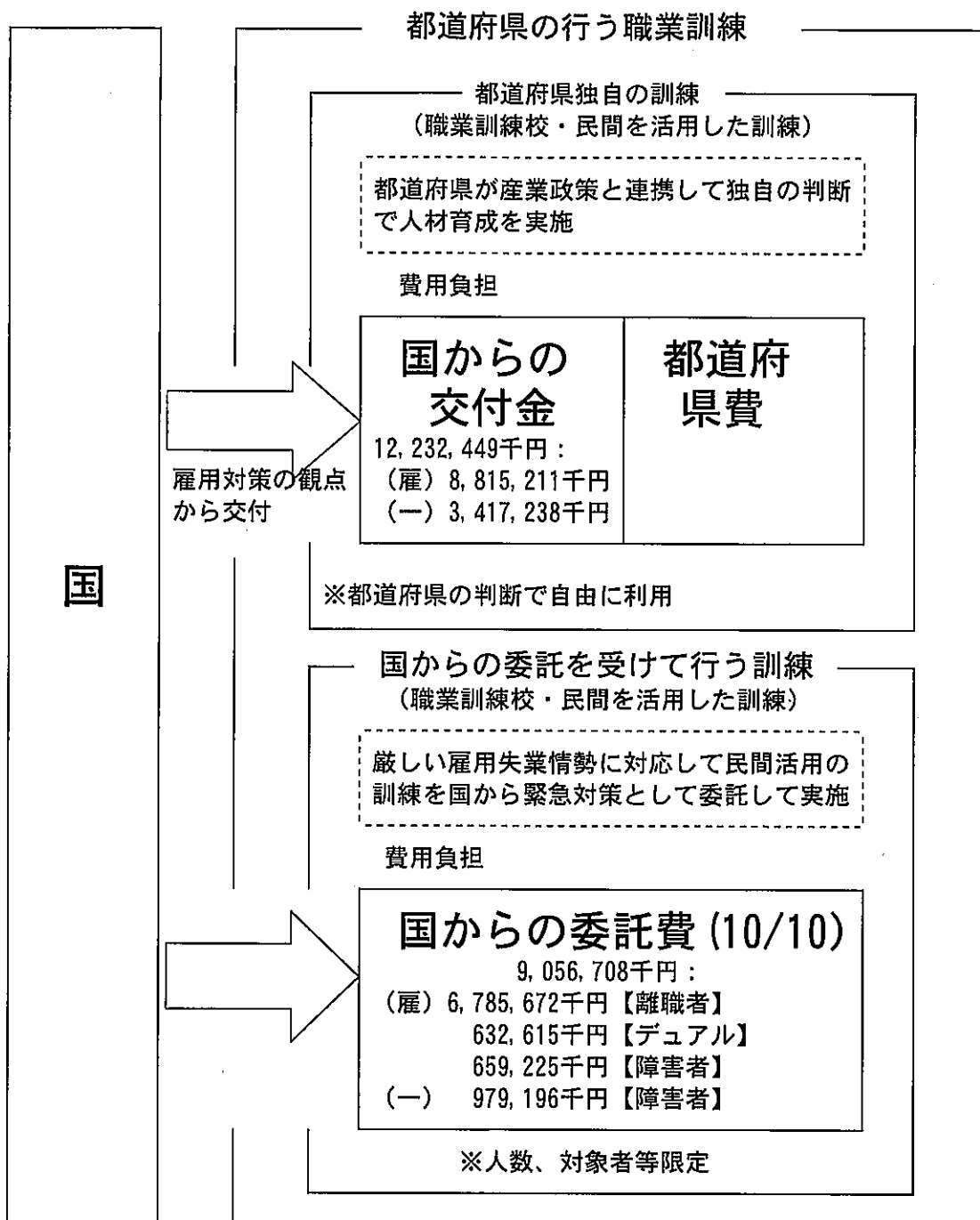
○ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。

職業能力開発行政の財源（平成16年度予算）

（単位：千円）

		労働保険特別会計		一般会計
		雇用勘定	労災勘定	
職業訓練	（独）雇用・能力開発機構	31,985,420 ・離転職者、在職者に対する職業能力開発の推進 等	—	1,301,751 ・若年求職者（学卒未就職者等）に対する職業能力開発の推進
	都道府県	20,467,120 ・離転職者、在職者に対する職業能力開発の推進 ・職業能力開発校運営経費（離転職者等） ・職業能力開発校施設整備費 等	1,150,286 ・国立県営障害者職業能力開発校施設整備費	7,246,837 ・職業能力開発校運営経費（新規学卒者等） ・障害者の職業能力開発の推進 等
	（独）高齢・障害者雇用支援機構	—	32,368 ・国立リハビリテーションセンター施設整備費	735,895 ・障害者職業能力開発校運営経費
職業能力評価		1,882,186 ・技能検定、評価制度の整備、技能の振興	—	—
国際協力		1,361,613 ・国際化に対応した職業能力開発の推進 ・実践力のある国際人材の育成支援 等	—	1,023,509 ・国際機関等を通じた技術協力 ・外国人留学生受入 等

都道府県の行う職業訓練の財源構成（平成16年度予算）



国

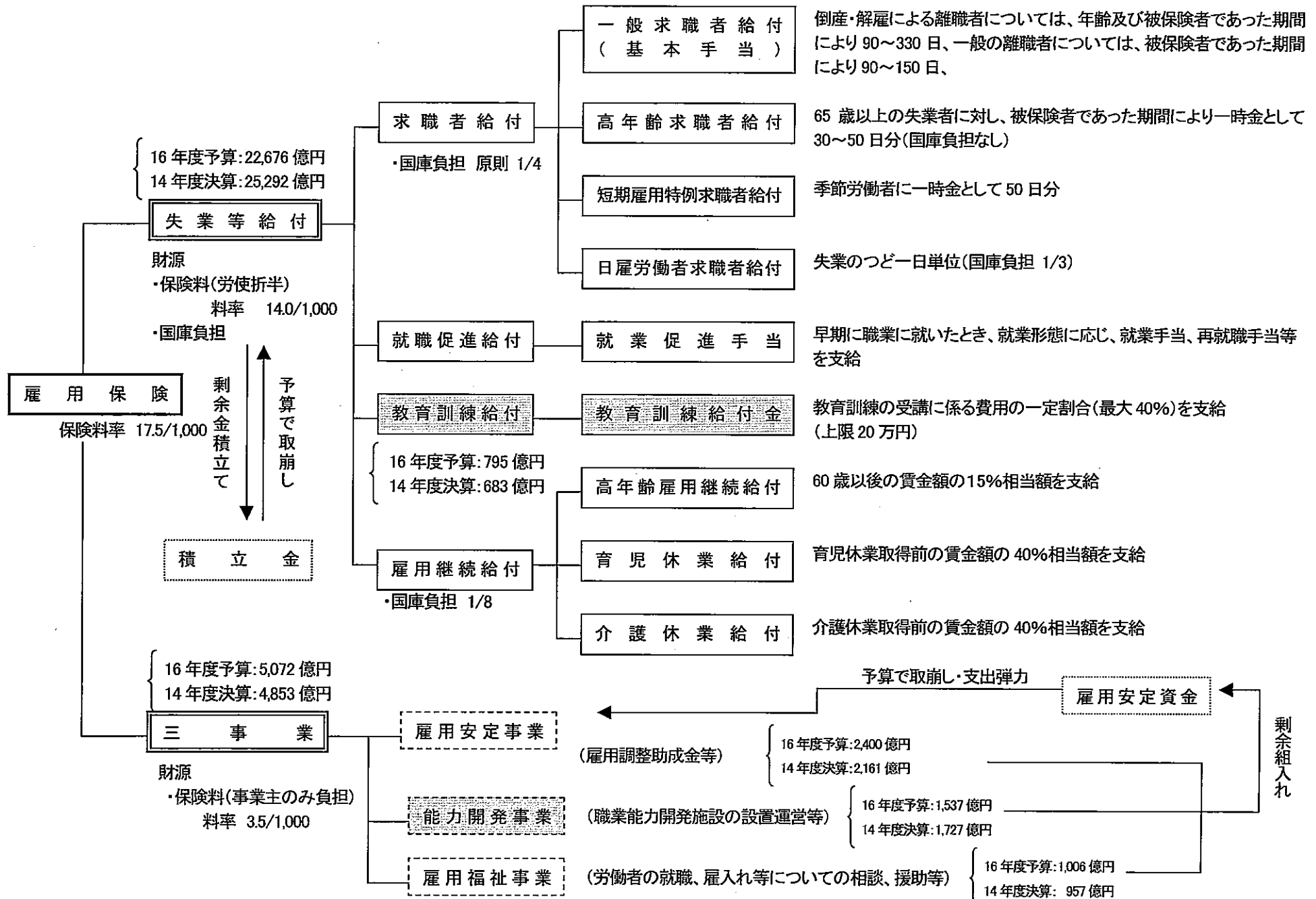
雇用対策の観点
から交付

(注)・都道府県への交付金の配分方法

全国の交付金総額について80%の部分を客観指数（雇用労働者数20%、有効求職者数30%、学卒就職者数30%）、20%を緊急対策や障害者対策など特別の事情を勘案して配分

- ・この他、国立都道府県営障害者職業能力開発校への運営委託費として、(一) 2,850,403千円がある。
- ・(雇)は雇用保険特別会計、(一)は一般会計を指す。

雇用保険制度の概要



現行の職業能力開発促進法上の事業主の責務

多様な職業 能力開発の 機会の確保	<p style="text-align: right;">(努力義務：第4条第1項)</p> <p>① 職業訓練の実施 (OJT、Off-JT)</p> <p>② 職業に関する教育訓練や、職業能力検定を受けさせる措置</p> <p>③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する援助</p>
	<p>↓手法</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">(第10条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関する情報の提供、相談その他の援助 ○ 労働者の配置その他の雇用管理についての配慮 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(第10条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与 ○ 始業及び終業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するための必要な措置 </div>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業訓練計画の作成、作成した際の周知及び円滑な実施 (努力義務：第11条) ○ 職業能力開発推進者の選任 (努力義務：第12条)

※網掛け部分は、平成13年法改正時に追加した事項